

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（案）」に対する意見募集について

平成25年7月25日  
公正取引委員会

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）は、本年6月12日に公布され、本年10月1日から施行される予定です（注1）。

公正取引委員会では、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（案）」（以下「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案」といいます。）を作成しました。

つきましては、消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案（別紙）について、下記のとおり関係各方面から意見を募集いたします（注2）。

（注1）一部の規定（消費税転嫁対策特別措置法第14条第3項及び附則第3条）は本年6月15日に施行されています。

（注2）消費税転嫁対策特別措置法の施行令（案）及び規則（案）についてもパブリックコメント手続を実施中です。

## 記

### 1 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案の概要

消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案においては、公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣による転嫁拒否等の行為に対する消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、以下のとおり、第1部「消費税の転嫁拒否等の行為関係」と第2部「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係」の2部構成とした上で、消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法の運用上の考え方を示しています。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3378（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

- (1) 第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係
  - 第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方
  - 第2 消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法上の考え方
  - 第3 消費税率引上げに伴う下請法上の考え方
- (2) 第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係
  - 第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方
  - 第2 消費税率引上げに伴う転嫁及び表示に係る事業者団体等の行為についての独占禁止法上の考え方

## 2 意見募集

### (1) 資料入手方法

- ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載
- ウ 公正取引委員会事務総局の本局取引企画課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局（那覇市）において供覧

### (2) 意見提出方法

住所、氏名（ふりがな）、所属団体名又は会社名及び連絡先（電子メールアドレス、FAX番号又は電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

#### <電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。  
添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス： guideline-〇-jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレスの中の「@」を「-〇-」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。）

（注）メールの件名を「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案に対する意見」としてください。

< F A X の場合 >

宛先を「取引企画課 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案担当」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

F A X 番号： 0 3 - 3 5 8 1 - 5 5 0 8

(注) 送信票の件名に「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案に対する意見」と明記してください。

< 郵送の場合 >

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟  
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課  
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン案担当 宛

(3) 意見提出期限

平成 2 5 年 8 月 2 3 日 ( 金 ) 1 8 : 0 0 必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名、住所、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。